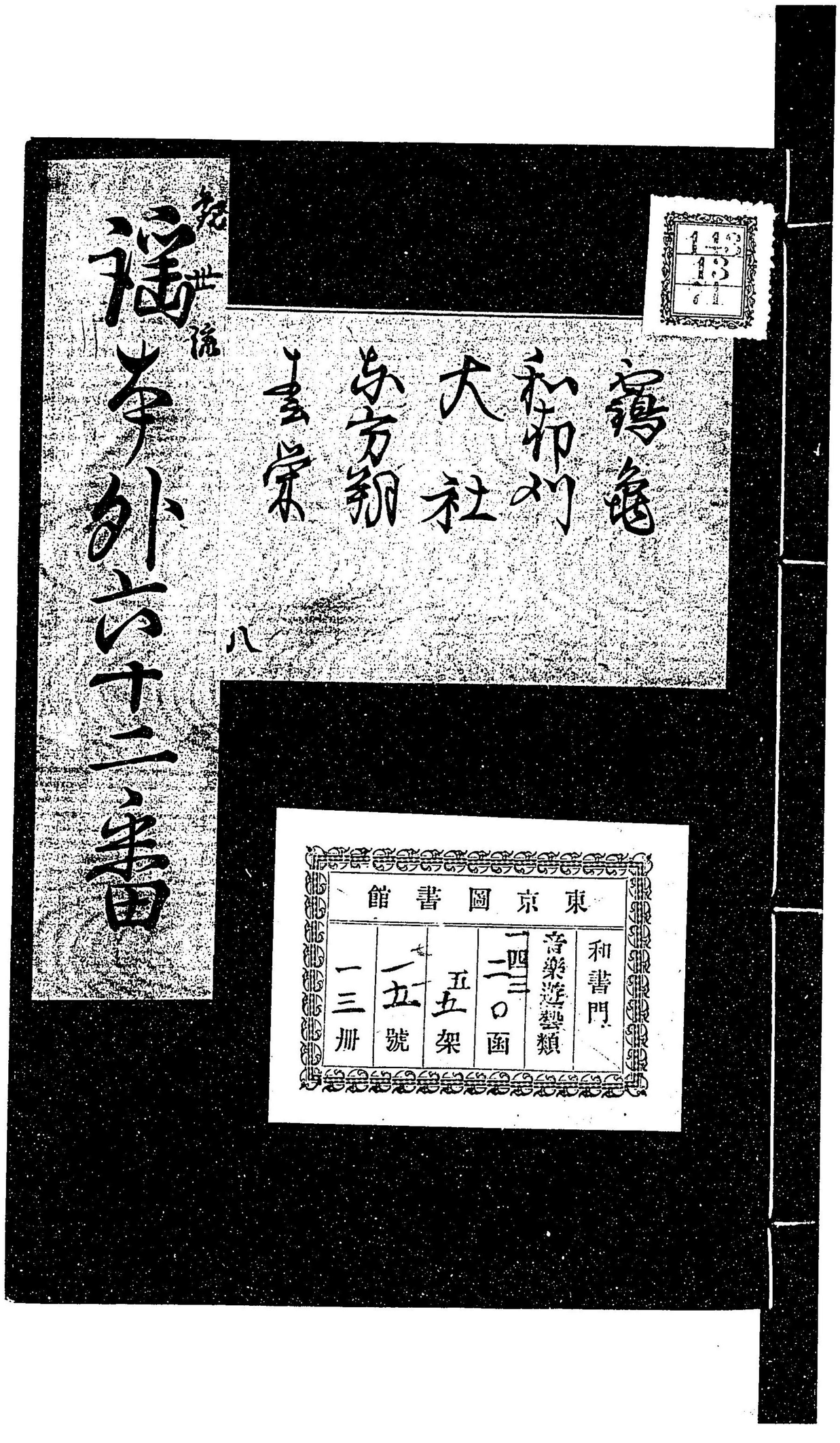
寫龜
和邦刈
大社
安方朔
圭蒙
八
紀世流
福本外六十二番
東京圖書館
和書門
音樂遊藝類
一四二
函
五五
架
一五
號
一三
冊

鶴亀

[illegible]春陽の春より[illegible]の命禽の
[illegible]不老門より日月の光を
[illegible]百官卿相より[illegible]
[illegible]猶[illegible]鐘[illegible]を敬[illegible]億
[illegible]万戸の[illegible]一同より[illegible]
[illegible]天より[illegible]

東京帝国大学附属図書館蔵

上ニ月

庭の砂は銀のごとくにして、鶴の
いろへの錦や猫柳の扉、碑碑の
の枝は八の鶴亀を遊ばしたる
まゝ、君の恵をぞ祈きける。いと
巻の内中へ、年の数毎年の加倍
くの亀を、まつをれば、七月宮殿
ゆく末繁栄を祈るとぞ。

上ニ月

亀は角をくらべ、鶴は
を経寝もぶるまゝ、千代の
様の松のごとく、緑
の亀も年ぶるに、鶴も一子年
数齢をもよ接り、庭よ参向まれ
る君を、感のよりや年賀を奏
て年給ふ。

上ニ月

亀は萬年の齢
上ニ月

色々の神秘の御殿の極の楽神を
おりを行雲の法と云ひ奏し
乃雲の如の楽を部を寅堂羽衣
の曲を奏し時
万代と舞給へり。官人か輿子御輿を
やめ君乃ゆくひを長生殿よりのよくしの
長生殿より還御あらせ。月出度きき

次第

今日吉日の祈祭。八九
代々めてさき　ワキ方
早苗の明神より申神職乃去也極
を南社より於て御祭極を唐中
いもぜ二月晦日の祈祭。私布刈
乃ゆ神人とりて。今夜寅乃刻より主門

私布刈

柳昇　長門国

く龍神御とて守護し給ふ四方より
いく手をかりて府君を海中に入く
水底乃水神ども御供の諸
當年いつ面儀の寺塔堂宮に祈信
心を致し御神事を執行いたやと海
右うやけの早く発れ神乃祭年の
きつれ御祭とかまつる荒乃

年のさまをいかに心の君うあ　上の十五
乃鏡よ出らつ己うれ　ウ
けほらもあ年　元
私布乃乃神祭りうとう
し極よ君れ惠を祈ありく　元
天地乃ひらきし代い久安れ神と　元
こ　元
恵うの御歌乃　元
セイニ入七月　元　元　元

ちややうとの乃ぎ（二人）ちよとにゆく（行）年なまや
さるかやうそれ（猿）ゆ（行）ゆ（行）ゆ（行

子をやいかゝ成人やうし（シル）見さい賜へ
きたのうしせうの数よりあるこさうまる
おとうぜまに向をさきられたるとあり（シテヲ）契
まゝ年経てとめるけうらに酒盃乃
作をあるこゝ少し賜へこさいうこさう
ばかりうそ〻鳥かうくゝ仕るり（ワキカル）中く
なまやうろうけをぜちひよをを

（シテ）あまに成ぬりとおこうれ
ぬ（二人）和さ乃ゝ弟くこうるく あき
うかるまやを天地のひ（ヤヲ）ぬ（ヤ）赤代乃ゝ
とうるくぜまに（ヤ）ほちうくまに人こうぜや
まゝ（上ヨリ）塔現あるゝ乃よるそう稲き
海原（ウヤ）やをうこいうるほと通くぜく
ぜうほひく鳴をこうるあぜやるの

女手島沖の鴎をむまとたゆ（ヤ）ぶ（ム）る人
雲井に鳴て飛ぶ章に
ぬ（ル）ぬ（ル）ぬ（ル）

波乃むれ沖をも、橋つ、きそむ船、竜
宮よりの使ひ、ぞ、なる潮りひさげ、
乃ぬきすきまもなく、ちくるつ、きそ
をそ、ぬ、ぬ、ぬ

久方の天の雲ゐそて
かさしの紀さきに向ふ
[illegible]
竜宮の拍子あり
かくの天津乙女
老の辰にかくれ入給きりやかく
きりきりかく給ふ
幸なり給へり虚空より音楽
ひゝかれてかくきりきりと異香
薫とれ龍女の姿
ぐるぐる立まとぶ
ぞうの時にかくりとく嘯くやかく
ちやちやの竜の吟まれい雲起り
雨とあり鳴動して仲

りう龍神あらたなるりしに竜神
きれいう頭者てうくしてシテ和布刈乃
所ゝ屋ゝ上地
これらきの神なつゝめりてトシテめりて
きれ神よりて浪上月ノ所ノ波
とうきぶをきうけ屏はたた
やうきれうきて海底の砂

上ノ中ノ上ノ中ノ上ノ中ノ

波に海たたかせ給ふ所に龍神
松殿まで蛇神うつ竜宮へ
て参へよ参ぬ

大社

[弟]
[神]
誓ひあまたいけ神祭り出雲の国
を尋ぬ [年月]
松殿の命令に従へ
なれば出雲に帰り
八月の祭有りて諸神影向
なり所神を移しうつす家及び宿
に代家を委任せり朝立や振の衣

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一下一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、官人、世間、往来、
て陽く出雲国大社とまうす所にて
秋出雲国大社とまうす所にて
官人、投宿、
りて宿をかり
うふと、寺に
て、見物とて
世間、事こと、
世間、
諸神、
諸神物ども影向
地と承はるに、
ぞ、
ぞ、
ぞ

まつまつぶうじ出る国そなへ
知りつくしかたの行ひ
山島玄ぶ生と冬ぶ乱ふ
不知業門のつ
毒ぶ北物語り人
大社に二十八社と勧請の地也
に五人の男女あり

大明神とあらはれ給ひ山ぶ拵現ぶ
第二の渡り大明神九月
出ぶ給ひ明神と顕ぶ給ひ第二の
いまのぶやまぶ神常陸鹿島の明
神ぶ四ぶ大明神仕法
乃頼信的神と別れ給ひ
夢五ぶ地ぶ伊勢三

大和

鳴乃明神とぞ。つゝ井筒の井の水は、
墨のごとき長月やぶるまのみそうぶり
住吉一所い歌向なり。
乃弥八十月一日は寅の時小柔歌向
出の柳の糸。この弥生ぞ。紅葉
宮居。も中く異なる。柳の
糸。有馬の物語。まぜ書

上ニシテ

庭に隔なき神の威光をつたなく
おろく。おまやの年にぞ。乃と青の神
ありて。花上月に。枝くに。ぬ。
神垣の。常歌の神。乃。やしろ。
ぬ。ぬ。ぬ。玉垣。ぬ。
立ぬ。ぬ。社壇
入ぬ。ぬ。社壇乃。ぬ。ぬ。時雨

[illegible]を輝くばかりの殿
[illegible]
[illegible]
[illegible]

中良郡の神祭。くりくいさや頭
かりまたくを[illegible]梅祢楽の
[illegible]
保こい　住吉明神　[illegible]
三年世界の[illegible]
の小豆の油をくを面白舞楽
[illegible]
[illegible]
雨は雲の中ちりまやて吹立波の海

龍まで出現や　是者　杉見の海龍まと
[illegible]
[illegible]の箱より龍をとりまき神前に指也
龍祢則あらはれてぐ[illegible]
[illegible]潮を良を[illegible]
[illegible]
色をさ祢あをすう[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ぎ龍を引出し則神前よりを申
海陸ともに治ぜ[illegible]代乃ぐあの如
ぐ[illegible]邪[illegible]四海歩みて国治ぐ
作ぐ五穀成就猫者為海[illegible]
[illegible]ぐ[illegible]ぐ[illegible]
神[illegible]に見さを拝し神あり
[illegible]ぐ[illegible]ぐ[illegible]
[illegible]ぐ[illegible]ぐ[illegible]
[illegible]ぐ[illegible]ぐ[illegible]

東方朝

異シ
面影や西時うりの屋をくして
と夏くれ入うへちや秋の七夕
乃星の多ふと言くまり　早連　帯乃沖
殿ひさうう殿　早キ　ふまうう花の袖うは
早連
七宝乃四堂入金銀乃床よ。君をりの
ミミ早キ
なる　宸軍をうく　早連　ふまう君ひく

上三の月

ゐ遅てまとゐぐく。楽こつき
ぬそのらまるよ。音ゐ四ち伝見城ゐ。き
ゑいいて漕る掛こ。只き君乃弥、
感ゑ。廣きい恵こそ。ろうるやく
台（モイ天）ゐ。ゐ。ゐる。ゐ代乃ゑうゐ教ちるね
所迄ゐ安き。住居弥　恵ゐ廣き
沖君の。ゐ影こ教ゐ。討ゑり　文賢王

乃代のゐる。五日乃月や下白ゐ。雨
うゐ。ゐう。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ草末迄ゐ。ゐ。ゐ。

ツレ　めつらかなる　シテ　いかゝ　ツレ　参内　早連　参内つかまつらばやと存じ候

シテ　見べ　ツレ　はつかに見参仕り候

早連　はつかに此方へまゐり候

シテ　見べ　ツレ　いかゝ　シテ　参内つかまつらばやと存じ候

ツレ　相の浦ひてまゐりて候

シテ　島に殿ばらを　ツレ　西王母の寵

愛の島にぞ候　則西海此君へまゐり候

シテ　しかるべき事参らせ給へ　ツレ　参内つかまつらばやと存じ候

ワキ　かゝる見参の社候　仙人の御懇ぶ

如語　クリ地　そもそも仙郷とは　元元元

人よりくれて国に採菓仙人
を得て終よりの道に行てゞ
世をとなり給ふ。さるほど仙人の
三度限りもなき中の。西王母
と国をこの方極楽寺量寿仏
の御前にまいり給ふ。命の仙人
こゝを目出さに園生をつくる

地の三千年に一度花咲実なるは
なり仙薬とかやうなるは
人の多つ国に弘ぶるを学べよ
陽きなさ方朔と国に。此者
義ゝ事なり。きゝ地実を学ばさい
御書の命長遠なり。息災なる
しかるに王母と作る方ゝく桑門申ら

と庭上を立つて海棠を
弱つて形を雲よりいよ入よまりく
（ヒンテ）抑身は仙郷くしつく年久しさ
ぶ方朝とは日ごろ事なと梅を我
西王母の桃実を服せし長なる
寿命既に九千歳よりへつて桃実
を食ふたけやうんのちひあり

上カル
ぱりよやめりよ西王母やくくし玉
門中つ（ヲ上ル）王母殿や西の空よりも
ぱく白雲一ぱいうちとんとうつ三
月の青鳥翅とうて乱回り
ぱを妙なる母の出立やもうや
く衣冠と長しぱきりよ楽し
て弱き給ふまあり方寿物

王母十一 上

王母いと庭よりかへりてくて
袍衣をぬぎて御ぞ倚へ
給へ。帝王御感の餘りや、行幸
しぬを見つゝ同じかたらく給へ
舞楽乃秘曲いたしつゝ
楽を制く対して、ゆ風に
ふきいなきを君よ申し

王母十一 上

給へ帝王御ちをあり
給へ。宮内より宮員と豪
王二人御ひきれ王母いらし
うよゆらとと豪盛の雲路より
ちらつぶれて雲路より化のか
つぶまる天上より姉上まれ

春栄

昨日

昨日高橋権頭ヲ仕掛ケ
宇治橋ノ合戦ヨリ味方打勝ち捕る
名物ヲ取ル其ウチ四人ノ内
中ニテ春栄殿ト申サレキ人ヲ捕
ヒテ仕由ヲ聞ケバ狂
誅申ヲ以テ同春栄殿

[illegible]
[illegible]
と云はれ行[illegible]花[illegible]
[illegible]武蔵国の住人[illegible]
[illegible]
射[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

橋と申仕。寿ら対面ス。
上モ
上へ長てゆ。業円寺ハ因人な
行ス格屋と申て行家よ者て何
ヲカシ
ゆ因ものくれて頼たく入ものくれ
トモ
苦しゆ長ものく。是ハ玄栄屋の
ものくれ者ものく。高橋屋へ行て目よ
見り者ものくれ者ものくれ

ヲカシ
ぞ由ものくれ得者ものくれ
ものくれ。因入ゆ人ものくれ橋前
ものくへ。玄栄屋のものくれ頼ものくれ別て
痛ものくれ申ものくれ。因ものくれ
ヲカシ
ゆ。ものくれ上モ傷ハ。ものくれ玄栄屋、
ヲカシ
ものくれ申て若き男ものくれ
見よ。ものくれ度ものくれ。ものくれ行橋前ものくれ

てんぷら玄蕃殿のもとへ入り
ぬるまもなく申てム（早キ）仆と玄蕃殿のも
とへ人を申て。栗より對面の存由ハか
ぬ乃ぬるとく。因人の拵をもよ對面へ禁制
をうけ。玄蕃殿のもとへ別て痛り
申ハ因ぬ對面ハ申ハ。もうくぬさを
ぬるく大法の人にく向ぬかるか

新りく人（庵）長てハ。申ハ。ぬ通りを
よてくく人ぬかるく禁制をうけ。玄蕃殿
乃拵をもとれるくハ拵をもとれ自よ
ぬ。ぬるくもとれハ。ぬるかるくぬ
ぬるく人（上モ）ハ申ハ。寿ハて久へ。玄蕃殿
乃りりるく高橋別して痛りよハ
因對面申りもとれハ。ぬるく大法

みて行よりて力禁制の由よりて
たちまちまちまちにて（ワキ）玄蕃殿へ出る
（シテ）行くと海へ（シテ）出る
平
見くや玄蕃殿の為に行くと海へ（シテ）見
春栄を見よ（シテ）
みちくりの人目を治橋の人数より
肩を射さぬ矢を山と傍より引退

きん間に蕃殿へ玄蕃深入して捕まて
仏の弟を捨てくれと春と一所に袖
きりの為に遠て見ると思ひて玄蕃
より合ひ給へ（平）表細殿へ
と出海へ行く遠くて西へ
玄蕃殿へ（シテ）捕へ（シテ）
平
いて春栄殿へ申ぶ才の御合見まで

たゝ乃介殿ゝとゝ乃介殿ゝ
出ようゝ申ては對面又 主殿 見へ沖の
しゝ見ようゝ申ようゝ
手あしゝ命不宜と社家ようゝ
ゝきやまゝくゝ合見とゝ
殿乃介ようゝ御発又 木 乃介
はようゝ講代ゝ家人ようゝ

あり申て給ようゝ 平 佐ゝ沖より家人ようゝ
かさゝゝ徳ゝ迫ゝ ヒラ 見ゝゝ ヒラ いたゝ
人ようゝ ヒテ 見ようゝ 平 行ようゝ
申て久へ乃介ようゝ
ようゝ講代ゝ家人ようゝ
きゝ迫ゝ申きようゝ
御へ乃介ようゝ ヒテ 行ようゝ

めらくべき事なくて家人の方をうかがひて先と
名乗一所に後をあらそひ名のくこいうべき
事にはあらず公家人の先の勝劣を
作法に相対して家人の先の勝劣を
たゞちに手出しすべき袖をすり
合て乗作法に見ぐるしき

（ワキ）
御ト仰ク
（ワキ）
いかゞ堂賞殿と申ぶべき
乃出をたゞちにとやあらんとて出るなり
假名乃中納言の便を用ひる姿を
もとめ侍る人の方へ
（シテ）
いかゞ堂賞殿
とく某の家人と申て拙者は慶ら相
の合戦に手の肩を射ぶを矢を抜
とみ傷を引退きまこと陸奥の深入

捕まえられて際内まで見届け
家人と云う者引張られて駆け出す
ちらと一所に落ちれば為に見届
まったるよ付けらく左様よりて
そこ二人ともに見届くまた
忘れぬ内ぞ申出なれば出
よ帰り申つまれば家来注進を

所まで追掛ける社部の人
きれと能く申へ社部を家人とかの出
入を捕へ人とちり様に顕まよ
ちと付け家人やうに能く隠まる
ちり 時とそこに早くも夏の
ちがと求めとちと人きまぐらく申と
ここここここここここ
まるとまり 山清吉と捕まる松そうへ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

言語道斷

兄弟共に申上ると感じ申候ハ當潮
仕候ハ、種直ハ某と長谷と
痛り申候ハ某と一人持
て出で宮治橋乃合戦ようもせんと
長宗殿のたとりかけ申候間
天晴に命を助け長谷つ、某ようを
迷惑とつを申候へ共人数ハ行

ヤウトテ出ヌ有ウ義行ヲ申ス
申ハ有ウ義行ヲ申ス銘合ウ早
ウ立テ箱根ヲ出ヌ同人ヲ皆
様ヲ仕ヲ種直ハ痛リ有ウ
カ初ヲ長宗殿ヲ行宮殿ヲ申
ヲ申サレ仕ヘ種直ハ
立テ田舞ヘ帰リ長宗

幼さ去乃るゆゑ同春栄を助を菜
を洗て給ひ人（平）仁ゝ有ものゝ人を
ぢや目録ゝ（平）はめ（ゝ）銭ゝ（ゝ）同げゝ叶
ひまゝ（ニテ）仁ゝ有ものゝ人へたゞよ
私とゝ（平）ゝ栄を助を菜を洗て給
ゝへ（平）ゝ（ニテ）ゝ有ものゝ人へたゞよ
ゝ有ものゝ分あるゝゝ（ニテ）ゝ有ものゝ人を

ゝ（ニテ）ゝ栄ゝ家度を
捨ゝ有ものゝ作同ゝ基を
一有ゝ洗て給ゝへ（平）ゝ有ものゝ
ゝ（ニテ）ゝ栄古里へ道を頼ゝ人
ゝ（ニテ）ゝ栄ゝ國ゝ海ゝ母ゝ申
ゝ栄ゝ家度ゝ栄ゝ家度ゝ
ゝ栄ゝ家度ゝ栄ゝ家度ゝ
ゝ栄ゝ家度ゝ栄ゝ家度ゝ

[illegible]
申上（クトキ）候ハ[illegible]
給[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]父母の[illegible]
十二因縁より二十四有の沉淪[illegible]
名[illegible]
[illegible]親の[illegible]
[illegible]
宅乃[illegible]
[illegible]の縄の[illegible]

名[illegible]
[illegible]
[illegible]

仏法流布の時教への法もさかんなり
ぬるとよ所なりまうす法東剛よりたつ
有り月来門つかうまつる人界いそしく
世の夜人ふ揺清きみほ滝の国
来ぬとよ見る道なるに心の浄土なり
和〳〵引ろとせよ頼をる屋
月宮へ東路の古をたずく伊豆乃さく

南無や三島の神や地大明神御願
ぬとこ法廣とのとく黄泉中有
様乃宮長岡冥衆を神を賜
去ると深くて申さる雲れる
えの拾てたよ二京花やるわん
いうて高橋殿鎖金りれ早うる也
誓は仏のへとよ早対面れ

為人成て其の後は　いや若宮の
當り申に付り因人七人の兵衛ちり
早
侍玄蕃殿を　七人乃ら　あうれ
去りて遺ひ付て若衆別當乃ち
より因人七人を作つて第一番より
別當乃ち爭豊前れ右同第二番より
右之段乃沙汰第三番より坂尾紀

玄蕃殿の
助りて春秋　大方れ下りひさ
たつて　布助乃ち兵衛殿
思ふ　乃ち歌入雲ほ
ちきし心地して情ち強き兵衛
ちて　壮士より長おりきれ
申れ前方ちて玄蕃殿の

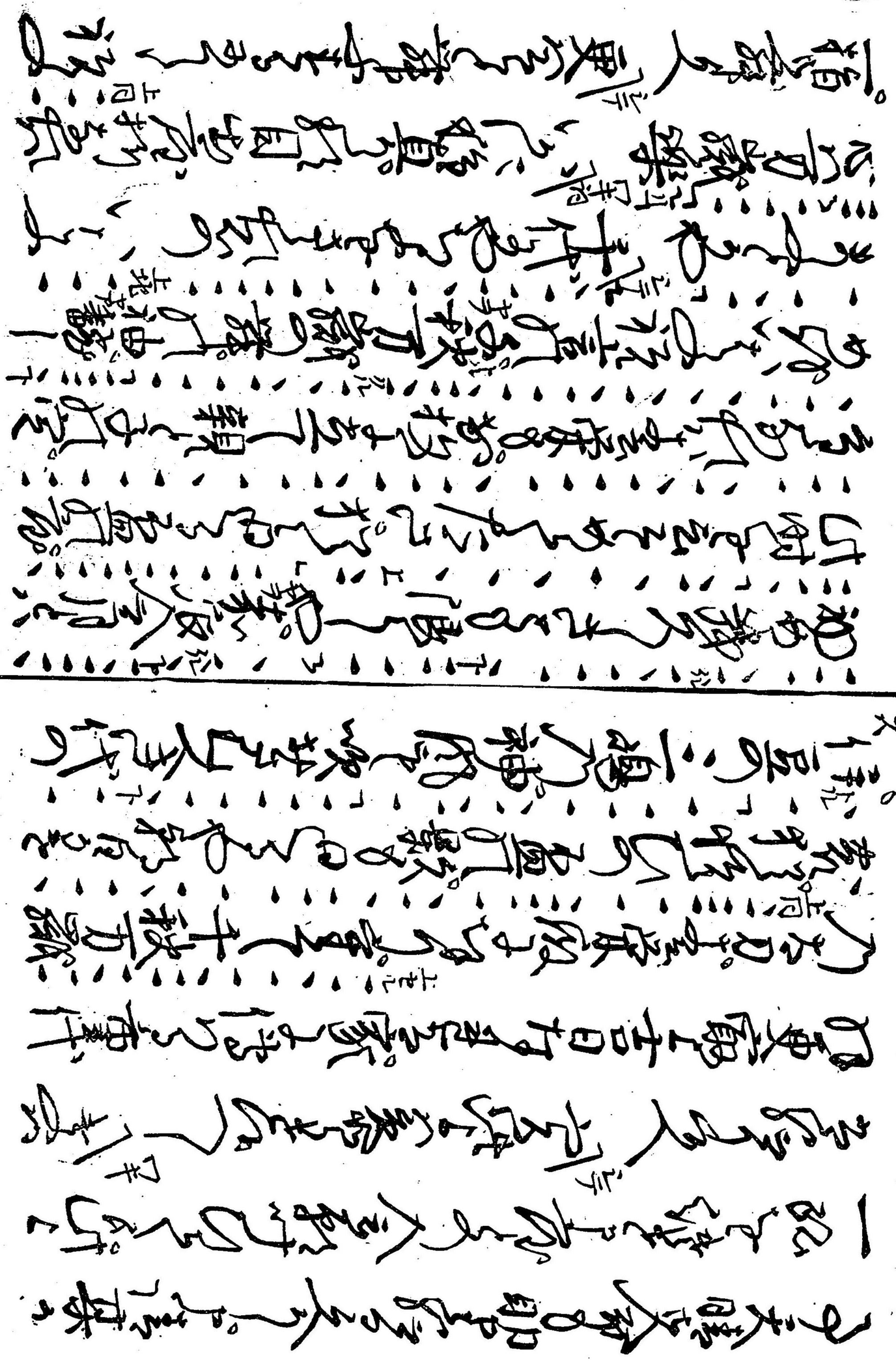

[illegible]
[illegible]
[illegible]
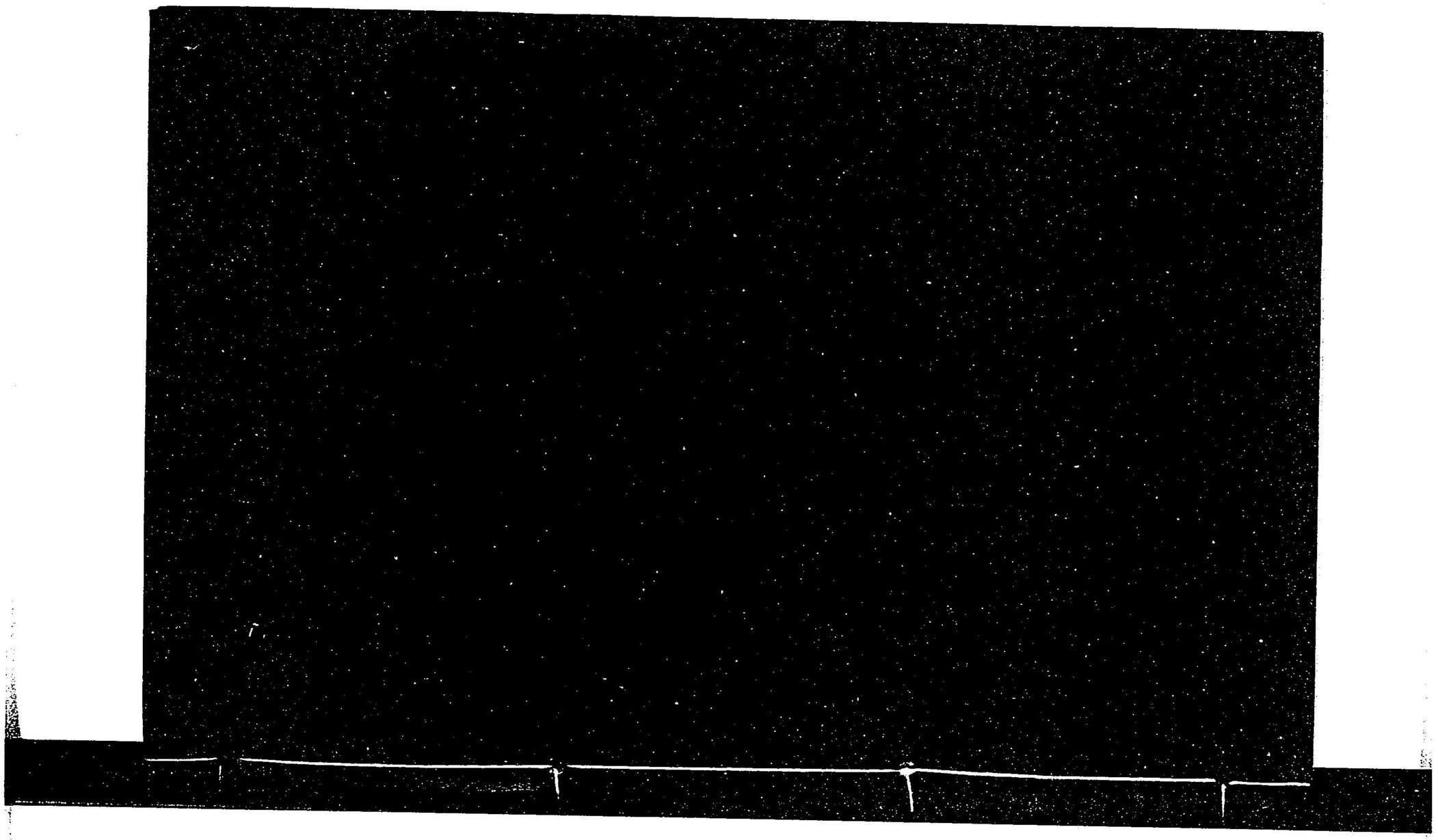
明治十二年九月廿日出版御届
同　十三年三月發兌
京都府平民
出版人　檜　常次
上京第三十區二條通寺町西
丁子屋町三十五番地